

公示第14号

下限面積の別段の面積の設定について

平成30年 3月20日

美作市農業委員会
会長 山本正



農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の別段の面積の設定を下記のとおりとする。

この設定は、公示の日から施行する。

記

農地法施行規則第17条第1項、

別段の面積	地区名
10アール	古町下 東粟倉地域
20アール	中町 湯郷 三倉田 作東地域
30アール	上記の地区以外

農地法施行規則第17条第2項

別段の面積	地区名
1アール	市内全域で下記許可要件を満たす場合 (1) 美作市空き家情報バンク制度運営要綱により登録された物件に付随する農地であること。 (2) 空き家の権利取得とあわせて(1)の農地を手続きするものであること。